

○杉戸町スポーツ大賞表彰要綱

平成27年8月18日

告示第172号

(目的)

第1条 この告示は、体育スポーツの分野において顕著な活動をし、優れた実績を収めたことにより、杉戸町のスポーツの振興に貢献し、他の規範となるものに対し、杉戸町スポーツ大賞を授与し、その功績をたたえることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象となる者は、町内に居住、通学若しくは通勤する者、又は町内に事務局を置くスポーツ団体とする。

(表彰の基準)

第3条 表彰候補者等は、次の各号のいずれかに該当するものから選定する。

- (1) スポーツの競技会等で優秀な成績を収め、郷土の名誉を高揚し、功績の著しいもの
- (2) その他前号に掲げるものに準ずるものであって、特に表彰に値すると認められるもの

(表彰の方法)

第4条 表彰は、受賞者に表彰状及び副賞を授与して行う。

(欠格条項)

第5条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、公の秩序又は善良の風俗に反する行為を行ったものは、表彰の対象としないものとする。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年1回行う。ただし、特に必要がある場合は臨時に行うことができる。

(追賞)

第7条 第2条及び第3条の規定に該当する者が、表彰前に死亡したときは追賞し、表彰状及び副賞はその遺族に授与する。

(重複表彰)

第8条 既に表彰を受けた者であっても、表彰を受けた後、新たな功績により第3条

に規定する表彰の基準を満たした場合は、表彰の対象とする。

(表彰者の名簿等)

第9条 町長は、この告示により表彰したときは、具申書及び表彰を受けた者の氏名
その他必要事項を表彰者名簿に登録して、永久に保存するものとする。

(事務局)

第10条 表彰に関する事務は、総務課が行うものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、杉戸町スポーツ大賞について必要な事項
は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。